

## ○天川村をきれいにする条例

(平成 29 年 9 月 14 日条例第 12 号)

### (目的)

第 1 条 この条例は、天川村で古くより自然・風土と共生する中で育まれてきたかけがえのない『歴史的・文化的景観』を後世へ守り、引き継いでいくために住民と事業者と行政が協働し、良好な景観をまもり、すべての村民が健康かつ快適な生活を営み、自然と文化の調和した清潔で住みよい村づくりを目指すことを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、飲食料を収納していた容器、紙くず、たばこの吸い殻、その他散乱性の高いごみをいう。
- (2) 回収容器 飲料を収納していた缶、瓶等を回収するための容器をいう。
- (3) 放置 正当な権限に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (4) 家庭等のごみ 家庭生活において生じるごみ及び事業活動により生じるごみをいう。
- (5) 調理くず等 河川敷やその周辺、その他の公共の場所等において、野外活動により発生した調理くず、廃食油、燃料その他当該野外活動で使用し不要となったもので、空き缶等及び家庭等のごみ以外のものをいう。
- (6) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）、その他法令又は政令で定めるものをいう。
- (7) 放置ごみ 空き缶等、家庭等のごみ、調理くず等又はその他の廃棄物で、投棄若しくは放置されたものをいう。
- (8) 自動車等 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定するものをいう（その機能の一部又は全部を失った状態も含む）。
- (9) 放置自動車 自動車等で、放置されたものをいう。
- (10) 廃物 物品としての本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。
- (11) 処分等 撤去又は保管、最終処分することをいう。
- (12) 不法投棄 村民、事業者、滞在者及び旅行者による廃棄物の不法投棄をいう。
- (13) バーベキュー等 屋外で火気を用いて食品を調理する行為をいう。

### (村の責務)

第3条 村は、村民が健康で快適な生活を確保するため、環境美化の促進に関する施策を策定しなければならない。

2 村は、前項の施策を実施するために、村民、事業者、滞在者及び旅行者に対して必要な協力の要請を行うとともに、知識及び意識の向上を図らなければならない。

(村民等の責務)

第4条 村民、事業者、滞在者及び旅行者は、環境美化の意識を高め美観に努めなければならない。

2 村民は、自らの身近な地域における清掃活動、親切美化運動等の実践活動に参加するとともに、村が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(販売を業とする者の責務)

第5条 村内において販売を業とする者は、空き缶等の散乱防止について、消費者に対する啓発に努めなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第6条 販売を業とする者のうち、自動販売機により飲料を販売する者は、当該自動販売機の周囲に回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理し、その周囲の美観に努めなければならない。

(バーベキュー等の禁止)

第7条 地域の生活環境・自然環境の保全及びゲリラ豪雨等による急激な河川増水から生命・財産を守るため、何人も村内全域においてバーベキュー等をしてはならない

(バーベキュー等禁止の例外)

第8条 前条に規定する事項について、次の各号は例外としバーベキュー等を行うことができる。

(1) 個人又は法人等が所有管理する土地で、ごみ等の管理が適切に行われる場合

(2) 風俗習慣上または教育等の行事を行う場合

(3) 特に村長が認める場合

(放置ごみ、放置自動車の禁止及び野焼き等の自粛)

第9条 何人も空き缶等、家庭等のごみ、調理くず等若しくはその他の廃棄物又は自動車等を投棄若しくは放置してはならない。

2 何人も家庭等のごみ及び放置ごみを野焼き若しくは簡易焼却炉等で焼却しないように努めなければならない。

(通報)

第10条 前条の行為を発見した者は、村長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 村長は、前項の通報を受けた場合に必要があると認めるときは、当該場所の管理者及び所轄の警察署長に通報しなければならない。

- 3 前項の規定のうち放置自動車にかかる分について当該場所の管理者に通報できない場合には、その旨を14日間公告することにより通報したとみなす。

(状況の調査)

第11条 村長は、前条第1項の規定による放置自動車の通報があったときは、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員にその状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められるものと解してはならない。

(撤去勧告)

第12条 村長は、前条第1項の規定による調査の結果、第9条の規定に違反した者が判明した時は、所轄の警察署長の意見を聴いた上で、その者に対し放置自動車の撤去を勧告することができる。

- 2 前項の規定により勧告を受けた者は、その勧告に従い当該場所を原状に回復しなければならない。

(撤去命令)

第13条 村長は、前条の規定による勧告に従わない者に対し期間を定め、撤去するよう命令することができる。

- 2 村長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき者に対しその理由を通知し弁明の機会を与えなければならない。ただし、緊急を要し、弁明の機会を与えるいとまがないときはこの限りでない。

(処分等)

第14条 村長は、放置自動車について、第11条第1項の規定による調査の結果、第9条の規定に違反した者が確認できず、前2条に規定する措置をとることができない場合は、廃物として認定し、処分等することができる。

- 2 村長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ関係者2名以上の意見を聴かななければならない。

- 3 村長は、第1項の処分等を行おうとするとき及び処分等を行ったときは、その旨を公告するものとする。

(処分等の通知)

第15条 前条第1項の規定による処分等を行おうとするとき及び処分等を行ったときは、所轄の警察署長に通知しなければならない。

(費用の徴収)

第16条 村長は、処分等を行った後に違反者が判明したときは、その者に対し処分等に要した費用を請求することができる。

(その他の調査及び指導等)

第 17 条 村長は、前条までに規定するもののほか、不法投棄及びこの条例の施行に関し、状況を調査する必要があると認めるときは、第 11 条の規定に準じて村長が指定する職員に調査させ、必要と認めるときは、村民、事業者、滞在者及び旅行者に対し、当該違反行為の中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

(氏名等の公表)

第 18 条 村長は、この条例の規定による勧告又は命令を受けた者が、正当な理由がなくその勧告又は命令に従わないときは、その者の住所及び氏名（法人にあっては、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）並びに事実行為を公表することができる。

2 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者に、その理由を文書で通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則)

第 19 条 第 13 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第 20 条 第 11 条第 1 項若しくは第 17 条の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 21 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 13 条第 1 項の規定による命令に違反したとき及び第 11 条第 1 項若しくは第 17 条の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避したときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても各本条の罰金に処する。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。